次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定 し、随意契約の相手方の候補者とする手続(以下「公募型プロポーザル方式」という。)を実施 する。

令和5年(2023年)7月28日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1)業務名

ほっかいどうテストフィールド推進事業委託業務

(2)業務の目的

本道は、全国を上回るスピードで急速に人口減少や少子高齢化が進んでおり、広域分散型の社会構造といった地域特性なども相まって、労働力の不足や地域における医療・福祉・交通・物流の確保、都市との格差などといった課題が顕在化しており、その解決に向けてはIC TやAIなどといった未来技術を活用した取組をより一層加速させる必要がある。

そのためには、先進的な未来技術の実証の呼び込みにより研究機関の誘致や関連産業の集積を促し、道内各地域の課題解決に向けた未来技術の社会実装を推進することが急務となっている。

本事業では、研究・実証段階にある先進的な取組や企業等のニーズなどの調査を行うとともに、道内における実証フィールドの活用を検討していく。

(3)業務の内容

ア 未来技術を活用した取組と実証ニーズ調査

- (ア) 道内外の民間企業等の研究・実証段階にある取組で、道内各市町村が抱えている地域 課題※や農林水産、建設、観光、交通・物流、医療・福祉、環境、防災分野における道 内での課題の解決に資する未来技術の活用について調査すること。これまで道内で実証 されておらず、かつ5年以内に社会実装が可能と思われるものを対象とする
 - ※事業開始までに道が示すもの
- (イ) 調査対象とする未来技術は、AI、IoT、5G、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、自動運転、ロボット、VR/AR、キャッシュレス、ブロックチェーンを含め、新規性がある技術などとする
- (ウ)調査した未来技術の活用先は、(ア)で示す分野とする。複数分野に跨がる事例も可とするが、合計15事例以上を整理すること。なお、各分野が1事例以上含まれることとし、分野に偏りがないこと
- (エ) 未来技術に関する調査先は、業界団体、各メーカー、スタートアップ企業、大学・研究機関、有識者など幅広く行うこと
- (オ) あわせて、実証もしくは社会実装を進めていくにあたって、フィールド条件や課題、 地域の関与やサポート等の要件を調査し、整理すること
- (カ) 今後、道内市町村と企業等とのマッチングを推進していく観点から、机上の調査だけでなく、直接関係者との意見交換や現地視察等を行い、企業の実証ニーズを把握し、その結果を実績報告書に盛り込むこと

イ 道内実証フィールドの調査

上記アの調査結果に基づき、実証にあたって必要な要件に合致する、道内における実証フィールド※の候補を調査すること

※未来技術を活用した取組を実証するため、必要な自治体(公共サービス・施設など) や産業(団体や企業)、地理的特性などを有する場所(地域)

ウ 道内市町村と未来技術を持つ企業とのモデル構築

翌年度以降実証もしくは社会実装を推進するにあたり、上記アとイで調査した未来技術を活用した取組と実証フィールドのマッチングを行っていくため、道内市町村を含めた団体等と未来技術を持つ企業・研究機関等を組み合わせた事業モデルを3件以上示すこと。

なお、モデルの構築にあたっては、関係者との面談・調整の機会を複数回設けること

エ 啓発物の作成

上記アとイを踏まえ、本道が実証フィールドとして優位性があることを、道内外の企業 等へのアピールし、実証の呼び込みに繋がる啓発物を作成すること

例) PR動画、配布用パンフレット、展示会などで使用するパネル作成など

オ 実施計画書の作成

業務契約後、速やかに業務内容や業務スケジュール、実施体制等を記載した業務処理計画書を作成すること

なお、計画に変更が生じた場合は、速やかに業務担当員と協議してその指示を仰ぐもの とし、必要に応じて業務処理計画書を変更して提出すること

カ 成果物

本業務の実施結果について、次の成果物を加工可能な電子データでDVD-R等により 委託者に提出すること

(ア) 実績報告書(報告用)

本業務で得られた調査内容を基に、道内の地域特性等に応じてどういった未来技術を活用した取組が有効なのか、また道内における社会実装に向けた課題やフィールド条件等を整理し、解決に向けた効果的な施策や手法について提案する内容を含んだ実績報告書

(イ) 委託業務に関するデータ

委託業務内においてを撮影した動画や写真、データー式

キ 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して決定する

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

- (1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)、単独法人又は法人以外の団体であること。
- (2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること(ただし、宗

教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。)。

- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道 が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- カー次に掲げる税を滞納している者でないこと。
- (ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
- (イ) 本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
- (ウ) 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)
 - (ア)健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (イ) 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 第27条の規定による届出
- (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員 として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 手続き等

(1)担当部局

北海道総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課

所 在 地:〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(本庁舎5階)

電話番号:011-204-5172 (直通)

(2) 企画提案説明書の交付

- ア 期間 令和5年(2023年)7月28日(金)から令和5年8月30日(水)まで (土曜日、日曜日及び祝日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで)
- イ 場所 (1)の場所で交付する。

なお、北海道総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推 進課のホームページからダウンロードすることができる。

(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dtf/iot/161111.html)

(3)参加表明書の提出

- ア 期限 令和5年(2023年)8月16日(水)午後5時必着
- イ 場所 (1) に同じ
- ウ 方法 持参又は郵送(特定郵便、簡易書留、書留のいずれかによる。)

(4) 企画提案書の提出

ア 期限 令和5年(2023年)8月30日(水)午後5時必着

- イ 場所 (1)に同じ
- ウ 方法 持参又は郵送 (特定郵便、簡易書留、書留のいずれかによる。)

4 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

5 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案を した者(以下「特定者」という。)を選定する。

6 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を 行う。

7 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、企画提案説明書による